



Title	新渡戸稲造のバルカン観：「慕斯尼亞の農政」の生政治的読解
Author(s)	稲葉, 光俊
Citation	スラヴ研究, 66, 151-166
Issue Date	2019-09-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/84276
Type	bulletin (article)
File Information	66_06_Inaba_Mitsutoshi.pdf



[Instructions for use](#)

新渡戸稲造のバルカン観

——「慕スニアの農政」の生政治的読解——

稲 葉 光 俊

序 論

1898年3月から台湾総督府民政局長（6月から民政長官）を務めていた後藤新平の伝記によれば、1902年の外遊に際して台湾統治に役立つとの理由から「新植民地」ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（以下ボスニア）の巡視が計画された⁽¹⁾。これには、台湾総督府に奉職していた大内丑之助と新渡戸稲造も同行しているが、伝記はウィーンまでの出来事を述べるにとどまる。松田吉郎と新福大健は、具体的に分析していないが、1903年に『臺灣協會會報』に新渡戸が「慕スニアの農政（以下慕スニア）」と題する一文を発表していた事実を挙げている⁽²⁾。故に、彼らが、バルカンあるいはボスニアをどのように見たのかに関して、新渡戸だけが手がかりを与えてくれる。この「慕スニア」は台湾協会で同年2月に発表された講演に基づいている。他方でユーゴスラヴィア地域と日本との交流に関しては、少数の史的研究が存在するが、新渡戸にも「慕スニア」にも触れていない⁽³⁾。

その明治以降の東欧観の変遷を、南塚信吾は5つの時期に大別している。明治初期にはバルカンの工業発展の中に日本の針路を学ぶ姿勢が伺える。1880年代になると、小国日本が列強から解放される方途を学ぶ対象として東欧が捉えられる。そして日清・日露戦争以降の第3期の特徴として、ロシアに対する警戒心からロシアを理解する、又は対抗する手段として東欧を捉える姿勢や人種主義的な傾向の台頭が見られる。他方で、この時期にバルカンを訪れたウィーンの「外交官」信夫淳平の『東歐の夢』には、社会内部への関心、ロシアへの警戒感の不在、国民国家の非現代性の指摘と東欧の近代化への期待の4特徴が挙げられている⁽⁴⁾。この分析対象は刊本であるが、柴理子は、明治時代の主要3新聞を分析して、19世紀末から朝鮮半島を取り巻く環境とバルカンを比較する記事が多くなる特徴を指摘している⁽⁵⁾。拙稿も、1914年のサラエヴォ事件を巡る、日本内外地の新聞報道を分析して、東ア

1 鶴見祐輔『正伝 後藤新平 [3] 台湾時代』藤原書店、2005年、667頁。

2 松田吉郎「台湾協会による世界植民地研究」『兵庫教育大学研究紀要』23巻、2003年、34頁；新福大健「領台初期の糖業調査・政策立案について」『東洋史訪』9号、2003年、注16。

3 田中一生「日本＝ユーゴスラヴィア文化交流の歴史と現状」『日本と東欧諸国の文化交流に関する基礎的研究』日本東欧研究会、1982年、127-132頁；柴宜弘「ユーゴスラヴィア(旧)日本との関係」『東欧を知る事典』平凡社、1993年、715頁；石田信一「クロアチアと日本の交流史に関する一考察」『跡見学園女子大学人文学フォーラム』2巻、2004年、43-54頁。

4 南塚信吾「総論：日本人と東ヨーロッパ」南塚信吾編『東欧の民族と文化』彩流社、1989年、9-21頁。

5 Riko Shiba, "Images of the Balkans in the Japanese Media of the Meiji Period," *Godišnjak za društvenu istoriju* 3 (2011), pp. 13-14.

ジアの植民地獲得競争の行方を占う手段としてバルカンについて報道されている点と、人種主義的なアジア・モンロー主義の役割を強調している⁽⁶⁾。

故に先行研究は、第3期のバルカン観として、バルカンが列強となった日本の外交の方針を測る媒体という点では一致している。反面、日本が単一の観察主体として自明視されている。つまり教材としてのバルカンとその学習で成長する日本という教養小説的解釈である。しかし金子文夫は、軍や外務省が中心となっていた植民地研究が、台湾領有を契機に台湾総督府が研究の主体として登場した点を指摘している⁽⁷⁾。故に、バルカンについての見解が必ずしも単一になる訳ではないと考えられる。後藤らのボスニア訪問には台湾の統治に役立てる目的があった。この自国植民地の統治への関心という分析視角が、外交関係の枠組み内での分析に終始した、従来の東欧観研究には欠けている。この点で台湾総督府の高級官僚であった新渡戸が発表した「慕斯尼亞」は好古の分析対象となる。但し本稿では「慕斯尼亞」を独立したバルカン論としてではなく、台湾統治とボスニア視察が連動していた様に、台湾統治という文脈の中で分析することで、植民地統治とバルカンについての言説の相互作用について検討する。

その「慕斯尼亞」が最初に発表された場である台湾協会は後藤の影響下にあり、ボスニア視察とともに、新渡戸の言説は後藤の台湾統治と関連付けられうる。後藤の統治思想は生物学的原則として纏められ、生理的円満を行動原理とする生物としての人間と、その生理的円満を図る主体として、支配者に統治の正当性を認めている⁽⁸⁾。故に、後藤の思想において、社会と国家は区別されると同時に、社会とそれを構成する人間、その人間が属する生物についての知が統治に必要となる⁽⁹⁾。この生命の政治の主要対象化は、18世紀以降に生命が独立した内的原理に基づいて行動することが発見されたことに由来する。そのため被治者の生命に関する知と実践を通じて、個体とポピュレーション双方の生命に働きかけることを主軸とした政治がミシェル・フーコーによって生政治として把握された⁽¹⁰⁾。政治から独立した領域としての生命とそこから派生する社会を、政治的な個々の目的へと導くために、生政治的技術として知と実践が相互にフィードバックされながら産出される。他方でジョルジュ・アガンベンはこの生政治概念を深化させて、主として主権権力のあり様として「剥き出しの生」の分離と「生の形式」への包摂を析出している⁽¹¹⁾。しかし主権権力の働きに焦点を当てた結果、

6 Mitsutoshi Inaba, "Pisanje japanskih listova o sarajevskom atentatu," *Prilozi* 45 (2016), p. 116.

7 金子文夫「日本における植民地研究の成立事情」小島麗逸編『日本帝国主義と東アジア』アジア経済研究所、1979年、63-66頁。

8 信夫清三郎『後藤新平 科学的政治家の生涯』博文館、1941年、69-79、131-135頁；白水浩信「ボリス論の受容と教育的統治の生成：後藤新平『国家衛生原理』を中心に」『神戸大学発達科学部研究紀要』8巻1号、2000年、56-63頁；姜克實「後藤新平の国家衛生思想：初期の思想と著書をめぐって」『岡山大学文学部紀要』50巻、2008年、71-75頁；51巻、2009年、90-106頁。

9 加藤英一「日本の近代化と「衛生」後藤新平と『国家衛生原理』を通じて」『北里大学一般教育紀要』12巻、2007年、51頁。

10 Michel Foucault, trans. by Robert Hurley, *The History of Sexuality, vol. I: An Introduction* (New York: Pantheon Books, 1978), pp. 139-140.

11 Giorgio Agamben, trans. by Daniel Heller-Roazen, *Homo Sacer: Sovereign Power and Bare Life* (Stanford: Stanford University Press, 1998).

生政治はネクロポリティクスへ逢着して、生命活動に沿った統治という側面が軽視される共に、フーコーが齎した歴史的分析という利点も捨象された⁽¹²⁾。この問題点を、ロベルト・エスポジトは生命の自己活動としての「免疫化」という動的概念を導入することで、生政治における生命の維持・促進とネクロポリティクスの表裏一体性を析出している⁽¹³⁾。他方で、フーコーも被治者の生を管理する生政治の到来が、価値づけられた生を維持・管理する、共同体内部の純化としてのレイシズムを齎したと解していた⁽¹⁴⁾。またトマス・レムケは、フーコー思想の再検討によって生政治を統治性の枠内に位置づけて、生政治は生の生産的・能率的産出に関する知と実践を通じて主体化を齎すと主張している⁽¹⁵⁾。本稿で生政治は、被治者を生命活動へと読み替え、その知と実践を被治者自体の生にフィードバックさせることで主体化を企図する一方で、統治に有害な要素を無害化する「免疫化」の機構と捉える。その上で後藤の部下であった新渡戸の言説を整理する視角として、生政治を活用する。

1. 1902年までのボスニア・ヘルツェゴヴィナと台湾

1-1. ボスニア・ヘルツェゴヴィナ

1878年にベルリン条約でハプスブルク帝国（以下ハプスブルク）は、オスマン帝国（以下オスマン）宗主権下のボスニアの統治権を獲得した。1867年以来、ハプスブルクはオーストリアとハンガリーから構成されていたが、ボスニアは共通大蔵省内のボスニア局が管轄することとなった。この局の下に、総督を擁する執行機関の州政府がサラエヴォに設置された⁽¹⁶⁾。更に構成2地域が経済的負担を嫌った為、1880年の「ボスニア統治法」によって、

12 Paul Rabinow and Nikolas Rose, “Biopower Today,” *BioSocieties* 1 (2006), pp. 200-201; Antonio Negri, trans. by Matteo Mandarini “Giorgio Agamben: The Discreet Taste of the Dialectic,” in Matthew Calarco and Steven DeCaroli, eds., *Giorgio Agamben: Sovereignty and Life* (Stanford: Stanford University press, 2007), pp. 109-125; Thomas Lemke, *Gouvernementalität und Biopolitik*, 2. Auflage (Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften, 2008), pp. 98-110.

13 Roberto Esposito, trans. by Timothy Campbell, *Bios: Biopolitics and Philosophy* (Minneapolis: University of Minnesota press 2008), pp. 31, 39-77; idem, trans. by Zakiya Hanafi, *Immunitas: The Protection and Negation of Life* (Cambridge: Polity, 2011), pp. 112-144.

14 Michel Foucault, trans. by David Macey, “Society must be defended” *Lectures at the Collège de France, 1975-76* (New York: Picador, 2003), pp. 62, 81-82, 254-256; David Macey, “Rethinking Biopolitics, Race and Power in the Wake of Foucault,” *Theory Culture and Society* 26, no. 6 (2009), pp. 186-203.

15 Thomas Lemke, “Beyond Foucault from Biopolitics to the Government of Life,” in Ulrich Bröckling, Susanne Krasmann and Thomas Lemke, eds., *Governmentality: Current Issues and Future Challenges* (New York: Routledge, 2011), pp. 173-178; idem, trans. by Eric Frederick Trump, *Biopolitics: An Advanced Introduction* (New York: New York University press, 2011), pp. 45-50

16 Ferdo Hauptmann, “Djelokrug austrougarskog zajedničkog ministarstva financija,” *Glasnik arhiva i društva arhivista BiH*, god. 3 (1963), p. 20; Hamdija Kapidžić, *Hercegovački ustanak 1882. godine* (Sarajevo: Veselin Masleša, 1973), pp. 20-21; Dževad Juzbašić, “O nastanku paralelnog austrijskog i ugarskog zakona o upravljanju Bosnom i Hercegovinom iz 1880. godine,” in *Politika i privreda u Bosni i Hercegovini pod austrougarskom upravom* (Sarajevo: Akademija nauka i umjetnosti BiH, 2002), pp. 11-47.

ボスニア財政の自弁原則が規定された⁽¹⁷⁾。1882年6月にベンヤミン・カーライが共通大蔵大臣に任命され、亡くなる1903年までその職にあった。

1878年の占領に際して発せられた布告では、オスマン支配下で困窮した国土に「幸福」を齎すことが謳われている⁽¹⁸⁾。この「幸福」は、文脈から経済的な意味で用いられている。経済は農業が主軸であり、1895年に総人口約157万人の88%が農業に従事しており、地主、自作農とクメットと呼ばれる小作人から成り立っていた。1910年に、地主の85%をムスリム、クメットの74%をセルビア正教徒が占めていた⁽¹⁹⁾。ハプスブルクにボスニア統治が委ねられた理由の一つが、この地主とクメットとの小作料を巡る問題の解決への期待であった。しかしカーライの方針は、オスマン期の1859年に施行された、地主＝クメット関係に関する「サフェル法」の順守であった。自弁原則の州政府に、地主に補償金を払う余裕はなかったからである。1895年から試みられた特権州銀行による償却方式は、6%の利息で償却額の半分を負担するもので、大きな成果を挙げなかった⁽²⁰⁾。またムスリム地主の土地がセルビア正教徒クメットに渡ることは、政治的に危険であるとの見解も、国家主導の解決を妨げた⁽²¹⁾。

故に、既存の地主＝クメット関係を残した農業分野で行われた政策は、農業生産の向上であった。1899年に州政府が刊行して、新渡戸が参照し得た『ボスニアの農業』に拠りながら、農政について概観する。まず郡扶助基金が、農民の現金不足と高利貸し依存の解消を目的に1886年から各地に設立された。4%乃至6%の利息で、現金もしくは現物による貸付を行う機関で、現金所有を促して、農業改良を後押しする目的があった。特に高品質の穀物が原価で種籾として春に貸出されて、収穫時に返済された⁽²²⁾。ただ貸付には生計や借財返済を主目的とするものもあり、農業振興だけに貢献した訳ではない⁽²³⁾。

次に、1893年までにイリジャなど四か所に設置された農業試験場は、合理的な農業と畜産の明示・教化と、助言などを通じた農民の農業改善への関心育成に重点が置かれた。また

17 “Gesetz vom 22. Februar 1880, betreffend die durch den Berliner Vertrag vom 13. Juli 1878 an Oesterreich-Ungarn übertragene Verwaltung Bosniens und der Hercegovina,” in *Sammlung der für Bosnien und die Hercegovina erlassenen Gesetze, Verordnungen und Normalweisungen*, I. Bd. (Wien, 1880), p. 8; Peter F. Sugar, *Industrialization of Bosnia-Hercegovina 1878-1918* (Seattle: University of Washington press, 1963), p. 55; Mustafa Imamović, *Pravni položaj i unutrašnja-politički razvitak Bosne i Hercegovine od 1878. do 1914.* (Sarajevo: Svjetlost, 1976), pp. 40-41.

18 “Proclamation an die Bewohner von Bosnien und der Hercegovina,” in *Sammlung*, I. Bd. (Wien, 1880), pp. 3-4.

19 ロバート・J・ドーニャ、ジョン・V・A・ファイン（佐原徹哉ほか訳）『ボスニア・ヘルツェゴヴィナ史』恒文社、1995年、84-86頁。

20 Ferdinand Hauptmann, *Die österreichisch-ungarische Herrschaft in Bosnien und der Hercegovina 1878-1918 Wirtschaftspolitik und Wirtschaftsentwicklung* (Graz: Institut für Geschichte der Universität Graz, 1983), pp. 84-85; Kraljačić, *Kalajev režim u Bosni i Hercegovini (1882-1903)* (Sarajevo: Veselin Masleša, 1987), p. 504. サフェル法に関しては以下参照。江川ひかり「サフェル法と現実：ボスニア・ヘルツェゴヴィナのチフトリキに関する法令（1859）」『東欧史研究』16号、1993年、58-75頁。

21 Kraljačić, *Kalajev režim*, 499-500.

22 *Die Landwirtschaft in Bosnien und der Hercegovina* (Sarajevo, 1899), pp. 95-97.

23 Nikola Jarak, *Poljoprivredna politika Austro-Ugarske u Bosni i Hercegovini i zemljoradničko zadugarstvo* (Sarajevo: Naučno društvo NR BiH, 1956), pp. 61-67; Kraljačić, *Kalajev režim*, p. 509.

16歳から20歳までの生徒に、3年間の講習が行われ、食費が控除された形で生徒の実習には対価が支払われた⁽²⁴⁾。しかし講習は不評で、1905年にカーライの後継大臣イシュトヴァーン・ブリアーンも州政府も失敗を認めている⁽²⁵⁾。更に試験場周辺の農家数戸が選ばれて、試験場の監督下で農業や畜産を行う、期間3年の模範農家制度も導入された。支度金が支給された他は、一般農家と同じ条件で、必要な農具や家畜の利用が許され、種物も収穫後に返済が義務付けられた⁽²⁶⁾。

また品種改良用の種馬が輪移入されて、全土には多くの種馬試験場、サラエヴォには牡馬厩舎が設けられた。牡馬は、無償で3年間の世話をし、毎年最低でも60頭の牝馬と交配させることを条件に飼育者に貸与され、3年後には貸与者の所有となったが、牝馬は原価売却された⁽²⁷⁾。他の家畜も同様の方式で品種改良が行われているが、豚は有償での下付であった⁽²⁸⁾。

州政府統計部長であったフェルディナント・シュミットは、耕地面積と収穫量に関して、ボスニア農業は進歩を遂げたと強調している。他方で、クメット身分の解消ができなかった点と、地主と自作農の多くを保守的なムスリムが占める状況が、進歩の速度を遅らせたと認めている⁽²⁹⁾。また、20世紀初頭のムスリムなどの自治運動の高揚と絡んで、1902年夏にはカーライの経済政策にも批判が高まっていた⁽³⁰⁾。

1-2. 台湾

1895年5月の下関条約で台湾を獲得した日本は、6月に内閣管轄の台湾事務局を主務官庁として、その下に台湾総督府を置いた。主務官庁は度々変更されるが、本稿が扱う時期は内務省であった。台湾総督府は、内務省の指示に対して遵守義務があり、台湾総督府特別会計は帝国議会の協賛を要したが、台湾支配に関しては、1896年に「六三法」が制定された。

24 *Landwirtschaft*, pp. 100-107. 自然誌の授業でも実学的傾向が強く、師範学校での自然誌教育は、身近な動植物の生態に集中していたことが、自然誌担当教員によって定期的に提出された授業進度報告書の分析から判明している。拙稿参照。Mitsutoshi Inaba, “Ideja djetinjstva u Bosni i Hercegovini 1878-1918: Utjecaj darvinizma” (PhD. diss., University of Sarajevo, 2016), pp. 309-317.

25 Arhiv Bosne i Hercegovine (以下 ABiH), Fond Zemaljske vlade u Sarajevu (以下 ZVS), 1905. k. 73. š. 66-49/10. 1905年に試験場と講習は分離された。Ferdinand Schmid, *Bosnien und die Herzegovina unter der Österreich-Ungarns* (Leipzig, 1914), p. 355.

26 *Landwirtschaft*, pp. 120-121.

27 *Ibid.*, pp. 91-92, 122-127. 雄馬厩舎では種付け期間外に種馬が養育されていた。

28 *Ibid.*, pp. 136-138; *Bericht über die Verwaltung von Bosnien und der Herzegovina* (Wien, 1906), pp. 289, 291. 本行政報告書は、州政府によって毎年刊行されたが、1906年から刊行が始まった。

29 Schmid, *Bosnien und die Herzegovina*, pp. 411-419. メフメト・スパホによれば、小作地経営は、地主に悪影響を与えない限り自由であった。他方で農業振興には、クメットの意識改善以外に方策がなかったことも意味する。このように小作地の経済的効用ではなく、その心理的効用が議論の中心に位置していた。結果、労働意欲を左右するクメット身分は農業振興を阻害するという見解が官僚層に生じて、土着地主制の温存が、農業政策の幅を限定する一つの要因と理解されたと考えられる。Mehmed Spaho, *Die Agrarfrage in Bosnien und in der Herzegovina* (Wien, 1912), p. 12.

30 Robin Okey, *Taming Balkan Nationalism: The Habsburg 'Civilizing Mission' in Bosnia, 1878-1914* (Oxford: Oxford University press, 2007), pp. 134-135.

これによって、各省との折衝や主務官庁を経た勅裁を必要としたが、台湾総督には律令を出す立法権が付与された⁽³¹⁾。他方で、台湾住民には義務も権利もない国籍のみが付与され、主権者に服従する地位のみが認められた⁽³²⁾。土着民による抵抗は止まず、軍事費や総督府への補助金は日本を経済的に圧迫した⁽³³⁾。

1898年に第4代台湾総督に就任した児玉源太郎と民政長官の後藤新平の下で、台湾に合わせた統治への転換が図られる。補助金の漸減などの為に、台湾財政の健全化も急務となった。樟腦・阿片・塩の専売制度が導入され、次いで砂糖が注目された。その背景には1890年代半ばからの日本での粗糖需要の高まりがあった。台湾でも1900年に台湾製糖会社、1903年5月に賀田組製糖の設立が続いたが、後者は小規模であった。1906年の明治製糖会社の設立に始まる、日本企業による台湾での製糖事業への本格的な参入は日露戦争の後である⁽³⁴⁾。故に、「慕斯尼亞」が講演された1903年2月の段階では、台湾で大規模な製糖業は緒に就いたばかりであった。

その台湾では清代の土地所有関係が引き継がれていた。清代には開墾の起業者（墾戸）が開墾終了後に、恒久的に一定の租を納付することを条件に、土地を力墾者（佃戸）に引き渡した。しかし18世紀以降に経済的に成長した佃戸は、耕作を他者に転賃することが可能となった。この新小作人は現耕佃戸と呼ばれ、事実上、一つの土地に二人の地主が存在することになり、墾戸（大租戸）へ納付する小作料が大租、佃戸（小租戸）に納付する小作料が小租と呼ばれた⁽³⁵⁾。1898年に開始された土地調査事業は1903年に完了して、翌年に大租を解消した。結果、小租戸＝現耕佃戸という地主＝小作人関係への整理が進んだが、小租権や小作料率に関して法的規制は導入されなかった⁽³⁶⁾。涂照彦によれば、1904年前後で大租戸が典胎権保有者を含めて約3万8千人、小租戸が自作農を含めて約30万人、現佃耕人が75万人前後と算定されている⁽³⁷⁾。

この地主＝小作人関係の残存は、糖業にも影響を与えていた。粗糖を製造する糖廠に甘蔗栽培農家が甘蔗圧縮機を廻す為の牛を提供して、その提供数に応じて持ち株が定められた。この持ち株数によって費用を分担して、各自が栽培した甘蔗を圧縮・製糖したが、持ち株と

-
- 31 外務省条約局『日本統治下五十年の台湾（「外地法制誌」第三部の三）』外務省条約局法規課、1964年、61頁；黄昭堂『台湾総督府』教育社、1981年、206-208、222-225頁；檜山幸夫「日本の外地統治機構と外地支配について」檜山幸夫編『台湾植民地史の研究』ゆまに書房、2015年、28-29頁。
- 32 浅野豊美『帝国日本の植民地法制：法域統合と帝国秩序』名古屋大学出版会、2008年、42-43頁。
- 33 土着民の抵抗は、1902年の夏頃までに鎮圧された。日本からの補助金は1904年に廃されて、台湾は財政的に自立するが、一種の補助金たる砂糖消費税中日本負担分受入は、1914年まで続いた。矢内原忠雄『帝國主義下の臺灣』岩波書店、1929年、187頁；涂照彦『日本帝國主義下の台湾』東京大学出版会、1975年、36-39頁；山本有造『日本植民地経済史』名古屋大学出版会、1992年、188-189頁。
- 34 涂『日本帝國主義下の台湾』60-61頁、284頁。
- 35 同上、20-22頁；矢内原『帝國主義下の臺灣』18-22頁。
- 36 涂『日本帝國主義下の台湾』394頁。
- 37 同上、30-31、41-42頁。1922年までに典権は質権、胎権は抵当権と翻訳されたが、両者は日本にはない法概念であり、これらの翻訳で内容が汲み尽くされた訳ではない。詳しくは以下参照。西英昭『『臺灣私法』の成立過程』九州大学出版会、2009年、128-129、155-158、175-242頁。

甘蔗の数が一致しないことが多いので、糖汁一桶毎に徴収した砂糖を使用料として徴収して、製糖後に持ち株に応じて分配する方式が採られた。この他にも牛ではなく金銭による委託方式や地主が設立した糖廊があった⁽³⁸⁾。ただ糖廊に共同作業方式で参画しても、糖廊の設立に際しては農家も資金を提供せねばならず、この資金調達のために地主や高利貸しが介入した。結果、粗糖の製造でも小租戸＝現耕佃人の関係が維持された⁽³⁹⁾。

零細な土着地主制を残存させた状態で、収益を向上させる為には、土着農家による農業の改善以外に方策はなかったと考えられる。実際に1900年の規程で、一定の田畑を持つ、20歳以上で識字能力のある者による一年間の農業講習が、台北の農事試験場の任務とされた。1903年に台北などの三農事試験場が台湾総督府農事試験場に統合された後、入学年齢は満18歳以上に引き下げられた⁽⁴⁰⁾。また、その試験場主事の藤根吉春によれば、1901年には地方巡回・講話による農業技術の向上も図られた⁽⁴¹⁾。

他方で、財政的負担は日本国内に台湾領有に対する不満を生じさせた。その結果、台湾統治への民間の支持を得る為に、1898年に東京に台湾協会が設立され、『台臺灣協會會報』が毎月発行された。日本財界への台湾経済の情報伝達が意図されており、協会会員には多くの日本財界人が名を連ねていた。1899年に後藤を支部長に据えて、台湾支部が設立された⁽⁴²⁾。故に、「慕斯尼亞」は、日本財界による台湾総督府の政策理解に資する目的を有していたと推測される。次節では、この講演の基となった、新渡戸のボスニア視察の内容を、先行した鈴木宗言らのボスニア視察と合わせて分析する。

2. 新渡戸稲造のボスニア・ヘルツェゴヴィナ視察

台湾覆審法院長の鈴木と彼の弟で、台湾総督府参事官の中村是公、東京日日新聞編集長の朝比奈知泉と台湾総督府警察官及司獄官練習所教官の森孝三は、1902年1月14日にモスタル、15日にサライエヴォを訪れた⁽⁴³⁾。新聞報道によれば、サライエヴォでの視察先は、市庁舎、

38 山根幸夫「台湾糖業政策と新渡戸稲造」東京女子大学新渡戸稲造研究会『新渡戸稲造研究』春秋社、1969年、265-267頁。

39 涂『日本帝国主義下の台湾』26-28頁。

40 呉文星「日本統治前期の台湾実業教育の建設と資源開発」『日本台湾学会報』3号、2001年、107頁；「札幌農学校と台湾近代農学の展開：台湾総督府農事試験場を中心として」『日本統治下台湾の支配と展開』中京大学社会科学研究所、2004年、484頁。

41 藤根吉春「農業教育」『臺灣農事報』100号、1915年、279-281頁。『臺灣總督府職員録』明治三十五年16頁。『臺灣總督府職員録』は以下のサイトで閲覧可能。<http://who.ith.sinica.edu.tw/mpView.action> (2018年1月7日閲覧)

42 山根幸男「台湾協会の成立」『東京女子大学附属比較文化研究所紀要』36巻、1975年、50-57頁；呉宏明「近代日本の台湾認識」古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』緑蔭書房、1996年、213-215頁。

43 アジア歴史資料センター、Ref. A10112572100「墾洪国大蔵大臣ベンジャミン、フォン、カーレドナギカリス以下六名叙勲ノ件」；ABiH, Fond Zajedničkog ministarstva finansija (以下ZMF), 1902. br. 962; ABiH, ZVS, 1902. k. 289. š. 131-80; Anonym, "Japanesen in Sarajevo," *Bosnische Post*, 16. 01. 1902, p. 2; Anonym, "Japanci u Sarajevu," *Sarajevski list*, 17. 01. 1902, p. 2; 『臺灣總督府職員録』明治三十一年29頁；明治三十三年789頁；明治三十六年2頁。

シャリーア法廷裁判官養成校、チャルシヤ⁽⁴⁴⁾、絨毯工場、煙草工場、上級裁判所、県裁判所、登記所、税務機関、土地台帳保管室、ギムナジウム、女子高等学校、手工芸学校、雄馬厩舎、州立病院、商業運輸株式会社倉庫やイリジャの農業試験場や漁業試験場である。ただ煙草工場までの視察先は、「外国人に一般的に提供される名所」であった⁽⁴⁵⁾。また29日付の州政府報告書によれば、サライエヴォ滞在中に、鈴木一行は行政システム及び統治初期の諸困難克服の方策について、上級裁判所長官などから講義を受けているが、ハプスブルクの統治方式を応用する手がかりを日本に与えることを目的としていたとも報告されている⁽⁴⁶⁾。故に、鈴木一行の視察目的を叶える意図とは別に、ハプスブルクによる成果誇示の意図が読み取れる。

更に後藤を団長として、台湾総督府参事官の大内と殖産局長心得の新渡戸の3人が、同年にボスニア民政を研究する為に訪問を計画していたが、日本側史料では「臺灣統治モ漸ク其緒ニ着キ將ニ集成ノ域ニ達セントスルノ状況ナルヲ以テ此際澳地利匈牙利ニ於ケル新版圖「ボスニヤ」「ヘルツェゴウィヤ」等統治ノ実績ヲ調査シ欧州各國カ此等新版圖ニ対スル關係ノ如何ヲ視察スルハ臺灣統治上今後ノ實務ニ資スルコト頗ル多ク大ニ裨益アルヘキヲ認メタリ」と述べられている⁽⁴⁷⁾。故に、講義を受けた鈴木一行同様に、後藤一行も具体性には欠けるが、ボスニアを日本による台湾統治の参考と捉えていた。10月23日深夜にボサンスキ・プロートに到着し、26日にサライエヴォに到着した彼らは、昼前にカーライらと会食している。27～30日にイリジャ農業試験場、技術中等学校、シャリーア法廷裁判官養成校、煙草工場、牡馬厩舎、市役所、警察署や州立博物館などの視察を行っている⁽⁴⁸⁾。これらには「名所」が含まれており、ハプスブルクによる喧伝目的が、ここにも伺える。他方で、この「名所」に含まれない農業試験場や牡馬厩舎は鈴木一行も視察しており、日本側の両施設に対する関心が理解される。実際、後藤一行は、サライエヴォ出立直前に州政府に対して、官営ホテルと郡扶助基金に関する資料と新式の鋤の見本を追加要請している⁽⁴⁹⁾。特に郡扶助基金と鋤は、農業政策に絡む資料であり、後藤一行が、視察を通じてボスニアの農業及び農業政策に多大

44 シャリーア法廷はムスリムの民事訴訟を担当した法廷で、チャルシヤは市場。

45 Anonym, “Die Abreise der Japaner von Sarajevo,” *Bosnische Post*, 22. 01. 1902, p. 3.

46 ABiH, ZMF, 1902. br. 1516. 日本側史料によれば植民地司法制度と裁判事務の実地検分が目的であった。国立公文書館デジタルアーカイブ, <https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M000000000003011480>. 「台湾総督府法院判官鈴木宗言香港海峡殖民地ヲ経テ欧米各国へ被差遣ノ件」。

47 ABiH, ZMF, 1902. br. 12788; br. 13733; <https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M000000000003013003>. 「台湾総督府民政長官後藤新平以下三名欧米各国へ被差遣ノ件」；「大観小観」『満洲日日新聞』1914年7月5日、2頁；『臺灣總督府職員録』明治三十六年17頁。

48 後藤新平「出張日誌 明治三十四年」『後藤新平文書 後藤新平記念館所蔵：デジタル版』R24 雄松堂書店、2009年。後藤は10月24日付の徳富蘇峰宛て絵葉書で、「唯今此地へ着。澳国新版図ボスニーンの経営の一部を見る。敬服の外なし」などと印象を綴っている。高野静子編著『復往書簡 後藤新平－徳富蘇峰 1895－1929』藤原書店、2005年、103頁（後藤書簡12）。

49 ABiH, ZMF, 1902. br. 15916. 手工芸学校で作成した大型の鋤一式見本が日本に送られたと農業雑誌で紹介されている。ただ同校校長アロイス・ストウドニチュカは、鋤の見本を鈴木一行が求めたと回想している。後藤一行と混同した可能性も否めないが、鈴木一行も鋤を要求した可能性がある。Anonym, “Bosna uzor Japancima,” *Bosansko-hercegovački težak* god. 2, br. 4 (1. 04. 1903), p. 83; Studnička, “Die Japaner an der Arbeit,” *Bosnische Post*, 11. 03. 1904, p. 2.

な関心を寄せていた姿が浮かび上がる。

3. 新渡戸稲造のボスニア・ヘルツェゴヴィナ観

3-1. 「慕斯尼亞の農政」

「慕斯尼亞」は10頁に満たない小論であるが、まずボスニアはオスマン下で、「固陋にして迷信に深く」囚われたと紹介される一方で、農業が生業と指摘されている。オスマン下では台湾の「大租権」に類した小作人関係に縛られ、小作料の制限等の改革も死文化して、農地制度は紊乱の状態にあったとされる。ただ新渡戸は、具体的にハプスブルクの農地問題には触れていない。その支配によって「農業は長足の進歩を爲」したとだけ強調している。土地台帳保存室などを訪ねた鈴木一行の中村が臨時台湾土地調査局次長であった一方で、土地制度調査が彼の視察目的の一つでもあった⁽⁵⁰⁾。故に土地制度は新渡戸の職責外にあった。他方で、工業は幼稚な段階と評している。

興味深い点は畜産施策を具体的に紹介していることである。馬は、州政府による外国種の輸移入と、全土20カ所の「種馬所」によって品種改良に成功した。種牛の輸移入と3年間の地方団体への貸付により、牛も品種改良に成功した一方で、豚も種豚を輸入して3年間無償貸付を通じて品種改良がなされたと述べている⁽⁵¹⁾。反面、農業については農作物を列挙した中で甜菜に言及した他は、プラムの輸移出が利益を上げている点を説明するだけである。他方で、牛疫が短期間で根絶された点について、「無智蒙昧なる人民の常態として當局初病牛を隠匿し獸醫の消毒を拒み當局の施を沮害する所尠からざりしが能く其最終の大功を奏したるは當局の大英断と之に従事せる官吏の職務に忠實なる⁽⁵²⁾」によると賞賛して、新渡戸は、劣った被治者に対して統治者の努力と啓蒙が農業政策の成否を決めるといふ、平凡な統治観を露呈している。ただ州政府農業課長であったオットー・フランゲシュは、1913年に輸移出商品として、ボスニアの家畜改良は不十分であると批判していた⁽⁵³⁾。

更に農業生産の向上に貢献した、もう一つの要因として、農業試験場を挙げている。特に模範農家については「蒙昧なる農民を導くに好箇の方法と云はざるべからず」と絶賛している⁽⁵⁴⁾。最後にカーライの言葉として「政府がボスニヤの人民に對する一として干涉せざるなく亦一として保護を爲さざるなし實に世話のやけたる人民かな只人民の政府の手を藉らずして爲し得るものは人口繁殖の一あるのみ此一言を以てボスニヤの國勢を言ひ盡くせりと云ふべし」と引用して結んでいる。結果、新渡戸はパターンリズム的統治を好意的に評価している。

故に、新渡戸の主務であった糖業に関わる農業よりも畜産業に記述の焦点が当てられてい

50 アジア歴史資料センター、Ref. A10112572100; 『臺灣總督府職員録』明治三十五年2頁。信夫は地主を「土地の所有者」と訳す一方、新渡戸は「大租権」者と訳している。西によれば、大租権の内には租権と業主権との緊張関係があり、単純に所有権に翻訳できなかった。西『『臺灣私法』』139-140頁。

51 新渡戸稲造「慕斯尼亞の農政」『臺灣協會會報』55號、1903年、11-14頁; 56號、1903年、6頁。

52 「慕斯尼亞」56號、1903年、8頁。

53 Otto Frangeš, *Die landwirtschaftlichen Verhältnisse in Bosnien-Herzegowina und ihre Wechselbeziehungen zu Handel und Industrie der Monarchie* (Wien, 1913), pp. 18-20.

54 「慕斯尼亞」56號、1903年、8頁。

る。また有償配布条件があった牝馬や豚には言及していない。この有償配布には、資料を要請した郡扶助基金が関与しており、新渡戸がこの事実を知らなかったとは考えられない。ではなぜ畜産業と無償配布に少なくない紙面を割いたのか。またボスニア農政の総評として、直接には農業に関係していないカーライの言葉を引用したのはなぜか。前者について「糖業改良意見書」（以下「意見書」）を参照点に検討してみる。

3-2. 「糖業改良意見書」を参照点として

新渡戸は、1901年2月に台湾総督府技師に任じられると、9月に「意見書」を提出した。10月末から台湾南部やジャワなどの視察を命じられ、翌年6月に後藤らとヨーロッパ視察に出発している⁽⁵⁵⁾。故に、当時の彼の台湾殖産計画を知る史料は「意見書」のみである。また訪欧出発直後に、新渡戸の計画に基づいた「糖業奨励規則」が採択され、新渡戸は臨時台湾総督府糖務局長に任じられた⁽⁵⁶⁾。故に、「慕斯尼亞」は、「意見書」実現化の矢先に発表されている。

まず、その内容を簡単に見ておく。台湾で糖業は環境に適応した産業であるが、近年衰退して生活も荒廃していると概括している。その上で具体的な改善点を甘蔗自体、甘蔗栽培と製造法の三点に見ている。特に如何にして粗放的な農業に満足している農民を新種移植に移行させるかが問題とされている。その為に、政府養育による苗の廉価もしくは無償譲渡、外国種の良さの宣伝・教示、報奨制度、あるいは場合によって強制栽培を喫緊の方策として挙げている。それ故、改良耕作法の伝授、政府による科学的肥料の購入と一定条件下での無償配布と模範小蔗園の設置による教化を対策として挙げている⁽⁵⁷⁾。最後に、糖業奨励法を發布し、臨時臺灣糖務局を設置して、改良方法に関わる事務全般を一任すべきであり、その事業の順序は、苗圃を設けて種苗を育成し、勧誘的もしくは強制的に農民に植樹させ、栽培方法を同時に普及させる。また栽培法教授の為の技術生の養育、外国種の苗の確保、苗代の設置と甘蔗苗の1年間の無料交付、原価または廉価での交付、甘蔗試験場の設置、小型圧縮機の購入と試験および民間への貸付、糖業組合の組織化の勧奨、開拓奨励、灌漑開発と企業の勧誘などを臨時臺灣糖務局開設と同時に着手すべき事業として列挙している⁽⁵⁸⁾。

政策提案は、主として農業振興と砂糖製造業振興に分けられる。前者について見れば、政府主導による外国種の苗代育成とその無償乃至は廉価での配布、報奨制度による新種の栽培や新栽培法への関心喚起と農民への新栽培法の教授、この三点である。他方で、農民の旧習固執については、田園の蔗園への転換を提案した際に、「此の習慣にして宗教的の基礎を爲さざるからは、収利の多きを説きて之を誘ふこと爲し得べき」と予測している⁽⁵⁹⁾。故に政策

55 佐藤全弘・藤井茂『新渡戸稲造事典』教文館、2013年、432-436頁。

56 新渡戸の献策が全面的に受容された訳ではない。補助金支給が主軸であった一方で、新式製糖工場などの大資本に有利であった。James W. Davidson, *The Island of Formosa: Past and Present* (London: Macmillan, 1903), p. 452; 矢内原『帝國主義下の臺灣』53頁; 涂『日本帝國主義下の台湾』63-65頁。

57 新渡戸稲造「糖業改良意見書」矢内原忠雄編『新渡戸博士植民政策講義及論文集』岩波書店、1943年、208-212頁。

58 同上、235-240頁。

59 同上、218頁。

の主対象は、農民の欲望であった。

そのために外国種の苗代を育てた後に農民に無償乃至廉価での配布を提案している。この「無償」か「廉価」による苗や肥料などの配布が、計画の鍵の一つである。故に、新渡戸は、自身の殖産計画の成功を保障してくれる実例の一つとして、ボスニアでの役畜品種改良に関心を示したと考えられる。ボスニアの農政改善は、原価であれ農民への売却が基本的条件であった。牝馬や豚の有償配布に言及しなかった新渡戸は、自身の計画に好都合な事例を選択している。同様に「意見書」で、技術生の養育と甘蔗試験場の開設を為すべき事業として挙げた新渡戸は、その効用としてボスニアの農業試験場を挙げる一方で、計画の改善点として模範農家を賞賛したのであろう⁽⁶⁰⁾。

また「意見書」では、農民の意志によって甘蔗栽培の改善を図ることが方針とされている。この点で、農民個人の意欲改善に重点を置いたボスニア農政は、有益な先例となったと考えられる。また「意見書」では、フリードリヒ2世の指導の結果、プロイセンで農業生産が向上したと評価している⁽⁶¹⁾。そして政府の努力がなければ、「本島民の惰力は之を撻つも決して長足の進歩を為さしむること難し」と判断している⁽⁶²⁾。新渡戸の関心は、自発的であれ強制的であれ、「惰力」の改善にのみ向けられていた。

では「慕斯尼亞」の結論として引用されたカーライの言葉は、このような台湾統治への関心という文脈の中で如何なる機能を有するものだったのかを、次に『東歐の夢』を参照点にして検討する。

3-3. 『東歐の夢』を参照点として

1910年からウィーンの日本大使館に勤めた信夫は、翌年10月1日から4日までボスニアを旅行して、見聞やボスニア研究の成果を『東歐の夢』で発表している。信夫はカーライ時代が農政などの施政に好成績を上げたと評価すると共に、その統治の肝要を旧習の温存と「自然」な「墾化」の方針にあると見ている。しかし「統治の本源系統」は揺るがさず、皇帝を頂点としたヒエラルキーを護持する方針も指摘し、この二方針は参考になると評している。そして批判もあるが、ボスニア占領時の施政方針が概ね達成されたとして、カーライ統治が成功であったと結論付けている⁽⁶³⁾。

農業に関して、土地「所有者」のムスリム地主とクメットという構成を紹介している。十分の一税改正が行われたが、依然地主との紛糾が絶えず、クメットは当局の援助で耕作地の取得を目指す一方で、当局もクメット支援に働いてきた⁽⁶⁴⁾。続けて、政府が農民の啓発、新耕法伝授、模範農場設立、牛疫駆逐や牧畜奨励などに尽力して「農民の知能を高むるに志した」

60 甘蔗試験場設置は1902年である。『台湾統治概要』台湾総督府、1945年（複製版：原書房1973年）、293頁。

61 「糖業改良意見書」235頁。新渡戸は、保守的農民の心性を変えることに糖業改良の鍵がある点を示す例証としてフリードリヒ2世の政策決断を重要視していた。松隈俊子『新渡戸稲造』みすず書房、1969年、203頁。

62 「糖業改良意見書」229頁。

63 信夫淳平『東歐の夢』外交時報社、1919年、202-203頁。

64 同上、209-211頁。1905年の改正は税額を10年間の平均に固定した。Karl Grünberg, *Die Agrarverfassung und das Grundentlastungsproblem in Bosnien und der Herzegowina* (Leipzig, 1911), p. 42.

点は優れていると評価している⁽⁶⁵⁾。故に、新渡戸は農民啓蒙などを農業改善の手段として評価したが、信夫はクメットの自作農化への努力の一つと解釈している。しかしクメット問題解決に政府が消極的であった点は既に見た。

他方で、『東歐の夢』では朝鮮と比較する箇所が多々見られる。これは1906年10月から1910年3月まで韓国統監府の仁川理事庁理事官であった経歴が、彼のボスニア観に影響していると考えられる⁽⁶⁶⁾。例えば、「兎も角も朝鮮を見たる眼でボ・△兩州を見ると、其の行政組織の比較的簡單なるには驚かざるを得ない」と、自己の視点を明言している⁽⁶⁷⁾。故に『東歐の夢』は、単純に「外交官」の旅行記としてではなく、日本による朝鮮の植民地化という文脈の中で読まれねばならない。

「自然」な「墾化」を評価した信夫と比較すると、パターナリズムへの賛同が、改めて新渡戸の特徴として浮かび上がる様に思われる。ただ信夫はボスニア地方議会の制限について、「是れは人臣の憲政運用の識見、技能の程度に順すべき筈のものであるから已むを得ない」と述べて、政治的に被治者は成熟していないと判断している⁽⁶⁸⁾。故に「墾化」は「自然」なものではなく、統治者の判断によって、その成長が無期限に宙づりにされるものである点と、その見解に信夫自身も同意している点を合わせて示している。

他方で、「慕斯尼亞」では、カーライの引用から被治者の存在が再生産という「剥き出しの生」に還元されている点を読み取れる。新渡戸は、被治者を「剥き出しの生」に還元する事で、統治者が有する生命と奪の権利を「世話のやけたる」というパターナリズムの文言で隠蔽している。同時に、「慕斯尼亞」全体は、その「生」に農民という「生の形式」を与えることで、政治的生から排除しつつ、その「生」を効率的・生産的に管理する方法を導き出してきた経緯の説明と読み取れる。新渡戸は、この「包摂的排除」に農政の成功を見ていたと考えられる⁽⁶⁹⁾。実際、新渡戸も信夫も、農地の所有関係については宗派の違いに言及するが、「生の形

65 信夫『東歐の夢』211-212頁。

66 国立公文書館デジタルアーカイブ、<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000003021420>。「公使館二等書記信夫淳平仁川理事庁理事官二転任ノ件」。大津留厚もウィーンの外交官としてのみ紹介している。大津留厚『増補改訂 ハプスブルクの実験』春風社、2007年、45頁。

67 信夫『東歐の夢』217頁。「極東を視察する歐米人が京城に來つて我が新領土の治績を見る眼は、丁度私が今此のサラエヴォを見る眼である」と、自己の「眼」についても述べている。同上、197-198頁。

68 信夫は、未知の状況に対応できる人材が植民地統治の要とする、イギリスのエジプト統治責任者クローマーや、フランスの失敗は植民地に内地と同じ統治方式を採用した結果とする、アメリカの植民政策学者ラインシュの見解を引用している。続いて被治者の官吏採用への反対は不合理であるとの見解を引くが、これは本国人官吏による放漫財政などへの批判という文脈の中である。故に、信夫は、本国人と植民地人は異なるとの認識に基づいて、経済的・社会的な平等と政治的不平等を認める、当時の植民地支配における平凡な見解に終始している。また彼は「武力を用いずして廣大な土地を新たに併有するに至った事例」は朝鮮とボスニアであると誇っているが、義兵闘争とその武力弾圧は併合以降も継続しており、統監府の官僚であった信夫は、意図的に不都合な事実を隠蔽している。信夫は「非常に良心的に東ヨーロッパを見た」という南塚「総論：日本人と東ヨーロッパ」22頁。

69 「追放とは本質的にあるものをそれ自体に引き渡す権力である。(中略) 追放されたものは、その分離自体へと引き渡され、同時に、遺棄した者の慈悲に委ねられる。それは排除にして包摂、除去にして同時に把握である。」Giorgio Agamben, *Homo Sacer*, pp. 109-110.

式」としては一貫して「農民」についてのみ語っており、信仰・民族・性差などは消去されて、「剥き出しの生」は「農民」としての「生の形式」への包摂だけが問題とされている。更に、この還元が人為的なものではなく、自然的・歴史的結果であるかの様に装う文飾が、オスマン統治下の惨状についての、「慕斯尼亞」冒頭の描写である。信夫もオスマン統治下のボスニアを惨状として描いている。ここで両者は、1878年のハブスブルクの占領布告が告げた歴史絵図を事実として受容しているに過ぎない。

他方で、先の引用は被治者の生が全面的に支配の下に置かれなかったことも認めている。この政治の外に立つ被治者を「農民」へと如何にして包摂するのか。その鍵は「意見書」の分析から読み取れる。即ち「剥き出しの生」としての心理的欲望への還元である。実際「意見書」では、強制はあくまでも最終的な手段であり、被治者を「固陋」や欲得という、「剥き出しの生」としての心理的機能へと読み替えることを通じて、自律的な主体の創出を図る「統治」(フーコー)が企てられている⁽⁷⁰⁾。「慕斯尼亞」で無償配布が論の中心を成していた様に、現状に固執しようとする否定的な欲たる「固陋」が、産出的な欲たる経済的欲得によって「免疫化」されている。同時にこの過程は被治者の内部で自立的に生じており、「剥き出しの生」は孤立化させられて、他者との公的關係という意味での政治的生は剥奪されている⁽⁷¹⁾。この過程が自動的に実施されるまでの先行投資として、当局による支出は存在した。故に、「慕斯尼亞」で社会内部への関心が希薄であった理由も、「剥き出しの生」の「統治」が関心の対象であったからであろう⁽⁷²⁾。実際、新渡戸は同時期の教育論でも、「本島人」は「多情」で「多慾」であるので、楽しませて「利慾心」に訴える教育をなすべきと主張している⁽⁷³⁾。他方で、台湾経営への関心が、「剥き出しの生」という非歴史的な存在を歴史的な文脈で機能させている。即ち、ボスニア畜産業における「剥き出しの生」の主体化が、台湾において心理的機能という「剥き出しの生」に還元された人間の統治の参考となる限りにおいてである⁽⁷⁴⁾。

70 Michel Foucault, "Governmentality," in Graham Burchell, Colin Gordon and Peter Miller, eds., *The Foucault Effect: Studies in Governmentality with Two Lectures by and an Interview with Michel Foucault* (Chicago: University of Chicago Press, 1991), p. 95.

71 「生政治の目的は、一その可能性を完全には排除しえないが一、生の一部を他の暴力的支配に対する犠牲とする線に沿って生を区分することではなく、全体として生を保全・保護・発展させることである。しかし始めから主張してきた点は、この目標が否定性を通じて結び付けられている道具の使用を含むということである。」Esposito, *Immunitas*, p. 139. ハンナ・アーレントは、自然状態に還元された無権利者とは、共同世界での表現を奪われた、絶対的に孤立した個性性にすぎないと述べている。Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism, New edition with added prefaces* (San Diego: A Harvest/HBJ Book, 1951, 1958, 1966, 1968, 1973), p. 302.

72 浅田喬二は、新渡戸が改革の主体を総督府に置いた為、改革の農家への影響の分析・関心が欠落したと指摘する。劉書彦も、農民の民族的・経済的・階級的問題を把握できなかつたと指摘している。しかし、これらは改革の主体ではなく客体を「剥き出しの生」に置いた、被治者の存在論の論理的帰結として解釈すべきである。浅田喬二「新渡戸稲造の植民論」『駒澤大学経済学部研究紀要』46号、1988年、69-70頁；劉書彦「新渡戸稲造の台湾糖業政策と植民思想の展開」『アジア文化研究』14号、2007年、69頁。

73 新渡戸稲造「教育雑感」『臺灣教育會雜誌』第貳號、1901年、11-14頁。

74 主体の心理的・生物学的機能への還元・(再)編制・管理によって効率的統治を図る思想・実践は、本国でも植民地でも普及しつつあった。以下参照。Nikolas Rose, *The Psychological Complex: Psychology, Politics and Society in England 1869-1939* (London: Routledge, 1985), esp. pp.

またボスニア記述に絞ってみると、南塚が言うほど、信夫は社会内部に関心を払っている訳ではない。特に 1878 年の布告の達成度によってカーライ統治の成否を測っていた点は重要である⁽⁷⁵⁾。ここで被治者の経済的「幸福」にのみ、統治の成否を縮減させる認識論的構図を信夫は疑っていない。また彼は、ベルンライターの「土民の心を獲る」という基本方針に即して、ボスニアの経済・社会の改善が図られるべきとの考えに同意している。その上で、「一層幸福に、一層富饒に、一層文明ならしめ」るために、「政治的社会的要求の知識」を傾注すべきかというベルンライターの言葉が引かれている⁽⁷⁶⁾。1878 年の布告が告げた経済的「幸福」こそが「土民の心を獲る」統治の本源とみなされており、その目的を達成する手段としてのみ、農民が抱く「要求の知識」が必要とされるにすぎない。そこには「剥き出しの生」へと還元された被治者の姿がある。抑々彼は朝鮮統治の方法論としてボスニアを見ていた。

結 論

台湾財政が健全化の途中にあった 1901 年に、新渡戸は、その一端を担う糖業生産の立て直しを託された。翌年の訪欧出発直後に、「糖業奨励規則」が採択され、新渡戸は臨時台湾総督府糖務局長に任じられた。結果、その土台となった、彼の「意見書」は、部分的修正は施されたが、実現に向けて動き始めた。ただ財政健全化への努力の中で、公的資金の投入を必要とする彼の事業計画が賛同を得るには、有力な証跡を必要としたであろう。1902 年 2 月に「慕斯尼亞」の講演を行っているので、緒に就いた糖業改善計画が、この講演を理解する一つの文脈となると想定される。

その「慕斯尼亞」では畜産業における品種改良の成功が詳述されている。これは、新渡戸が「剥き出しの生」による統治を評価している点と関係づけて解釈できる。「意見書」で、「固陋」な台湾住民を農業改善に導くのは、近代的な農業を教授できる統治者の役割と見ていた。同様に、ボスニアでも被治者は劣った存在であるが故に、政府の教育によって改善されたとする見解を示している。結果、「剥き出しの生」としての被治者に与えられた農民という「生の形式」以外のあり様に関して、新渡戸は一貫して無関心である。他方で、新渡戸は、この様な農民を農業改善へと向かわせるには、経済的利益を示すことにあると見ていた。つまり「剥き出しの生」としての心理的機能たる欲得に焦点を絞ることで、統治の心理学化を行っている。特に、旧習に固執する欲を経済的欲によって統制する「免疫化」が図られている。

39-61; idem, “The Politics of Life Itself,” *Theory Culture and Society* 18, no. 6 (2001), pp. 1-24; Mitchell Dean, *Governmentality: Power and Rule in Modern Society* (London: Sage Publications, 1999), esp. pp. 73-112; David Scott, “Colonial Governmentality,” in Jonathan Xavier Inda, ed., *Anthropologies of Modernity: Foucault, Governmentality, and Life Politics* (Malden: Blackwell Publishing, 2005), pp. 35-44. ボスニアでも生理学的心理学と進化論を背景として、20 世紀初頭に教育分野で、人間の生命機能への還元による統治という考えが窺える。拙稿参照。Mitsutoshi Inaba, “A Micro-level Shift in Educational “Regime of Practices” under the Habsburg Monarchy: Historical and Psycho-Pedagogical Analysis of Luka Karaman’s Work *School Bench*,” *Historijska Traganja* 17 (2018), pp. 35-60.

75 信夫『東歐の夢』203 頁。

76 同上、206-207 頁。

故に無償で牡馬などを引き渡して品種改良に成功したボスニア畜産業が好都合な事例であった一方で、有償による種芋などの配布によった農業には殆ど言及しなかった。

南塚の構図を利用すれば、新渡戸のバルカン、特にボスニア観は道具としての側面が強い。ただ、それは第三者を理解するよりも、自身の殖産計画を補強する、実証済みの手段として活用されている。これは日本財界と台湾統治を結ぶ役割を担った台湾協会での講演という性質が影響しているのであろう。しかしそれ以上に、台湾領有・支配という要因は、「剥き出しの生」の統治という視点からのバルカン理解を導いている。故に国際関係上の日本について理解する道具としてのバルカンという従来の理解とは異なるアプローチがここにはある。

結果、新渡戸のバルカン論は、ボスニア畜産業と台湾糖業との歴史的交点に位置する分析でありつつ、その脱バルカン性を特徴とする統治論と解釈できる。台湾住民の国籍には日本人としての義務も権利も付与されておらず、更に経済的生存の荒廃に見舞われた被治者の生活を「意見書」の冒頭で描いた新渡戸にとって、オスマン支配で「剥き出しの生」に還元されたボスニアの被治者は存在論的に同一なものとして把握されえた。その上で排除された「剥き出しの生」を統治の内部へと包摂する技法が、「慕斯尼亞」と「意見書」を結ぶ場となっていると考えられる。ハンナ・アーレントの言葉を借用すれば、「バイオグラフィー的現実」が「バイオロジー的現実」に縮減された結果、語られるべきものが失われて個別的な社会への関心も消えたのである⁽⁷⁷⁾。被治者は、旧習に固執する欲としての「固陋」を経済的な欲得によって「免疫化」させる形で、ヒト一般として「慕斯尼亞」でも「意見書」でも登場する。この「免疫化」は、「統治」が被治者を政治的生から排除しているにも拘らず、恰も排除ではなく彼らの生(活)を改善する「文明化⁽⁷⁸⁾」に資すると同時に、国家の歳入を改善する模範的な統治として、ハプスブルクのボスニア及び日本の台湾を描くことを可能にする方法として、新渡戸にとって一石三鳥の利点があった。溝部英章によれば、生理的生としての被治者を「生理的円満」に導く支配者による「理性の独裁」が、新渡戸の上司である後藤の政治思想である。しかし、生政治が理性のみならず欲望、感受性や感覚などの心理的機能の分類・陶冶を通じて機能する様に、新渡戸は理性以外の心理的機能、ここでは欲望を統治に好都合な方向へと自立的に機能させる方法に関心の重点を置いている⁽⁷⁹⁾。なぜならば「剥き出しの生」においては、「労働」だけが「人間の条件」(アーレント)に過ぎず、それ以外の要素を排した認識空間が開かれるからである⁽⁸⁰⁾。

77 Hannah Arendt, *The Human Condition* (Chicago: University of Chicago Press, 1958), p. 97.

78 許時嘉は、初期の倫理的文明概念とは異なる、生物学的文明概念が19世紀末頃に登場した点を指摘している。その代表者の一人が後藤である。許時嘉『明治日本の文明言説とその変容』日本経済評論社、2014年、25-191頁。

79 溝部英章「後藤新平論(一) 闘争的世界像と“理性の独裁”」『法学論叢』100巻2号、1976年、92-93頁；Ann Laura Stoler, *Race and the Education of Desire: Foucault's History of Sexuality and the Colonial Order of Things* (Durham: Duke University Press, 1995), pp. 190-191, 207; idem, *Carnal Knowledge and Imperial Power: Race and the Intimate in Colonial Rule with New Preface* (Berkeley: University of California Press, 2010), pp. 17-18, 99, 112-119, 157; Kyla Schuller, *The Biopolitics of Feeling: Race, Sex, and Science in the Nineteenth Century* (Durham: Duke University Press, 2018), pp. 35-67, 209.

80 「文明化」に関するボスニア経済史は、この認識論の典型である。M・パレレは、経済的成功が政

最後に、新渡戸以降にボスニアを訪れた台湾関係者についても触れておく。1904年3月の台湾総督府囑託（後に林務課長）の市島直治と台湾総督府技師（後に工務課長）の新元鹿之助、1906年12月の台湾銀行副頭取の下坂藤太郎、台湾総督府警視総長（後に民政長官）の大島久満次と京都大学法科大学校講師の雫本朗造である⁽⁸¹⁾。1911年10月には阿里山作業所技師（後に林務課長）の重松榮一も滞在していた⁽⁸²⁾。彼らの視察内容に関して不明な点が多いが、市島は、1907年に『ボスニン、ヘルツィゴヴィナ國拓殖視察復命書』と、その内の林業部分のみを『山林公報』で発表している。また林業への関心は、1904年10月頃の農商務省山林局営林技師の持田軍十郎、1911年4月頃の帝室林野管理局技師の上野有芳、5月の東京帝国大学農科大学校助教授の諸戸北郎のボスニア滞在からも確認できる⁽⁸³⁾。彼らの視察内容も比較検討することで、明治末期の日本人によるバルカン観について深化させていきたい。

治的緊張の緩和に貢献したのであり、その否定はユーゴスラヴ神話であると断じている。しかし1878年の布告が齎した「生の形式」への適応としての主体化の装置を前景化できず、経済的停滞という問題にのみ拘泥した結果、社会＝経済的成功によって「文明化」の成否を測る構図自体が「剥き出しの生」の効果に過ぎない点を理解できていない。他方で、村上亮は、結論部分で上述したパレレの見解を引きながら、ハプスブルクによる経済的成長を無視して支配・従属による抑圧を強調することは「本質を見誤らせる」と指摘している。しかしこれは既にパレレが反駁している。他方で、村上には「植民地」や「文明化」に関する理論的・方法的検討だけではなく短期・長期資本の分析も欠けている。結果、特異な国家構造内部での当局の努力のみを評価しているが、パレレ同様に被治者の「剥き出しの生」の「包摂的排除」に基づく努力に過ぎない点を看過している。1878年の布告が齎した「植民地の政治的合理性」（デヴィット・スコット）の相対化・歴史化の欠如によって、両者は本質を見誤まっている。ムベンベは、生政治的レイシズムに基づいて、非文明の人間の生を動物的生と等価に位置づける「文明化」とは、暴力の別名にすぎないと看破している。「幸福」を枠組みとする「文明化」が被治者に如何なる存在論的地位を与えたのかを問わないまま、「植民地」や「文明化」について論じる際に、経済的「幸福」という枠組みを採用するパレレと村上の方法はハプスブルク支配の論理の焼き直しにすぎない。Michael Palairt, *The Balkan Economies c. 1800-1914: Evolution without Development* (Cambridge: Cambridge University Press, 1997), pp. 235-237; Achille Mbembe, trans. by Libby Meintjes, “Necropolitics,” *Public Culture* 15 no. 1 (2003), pp. 23-24; Scott, “Colonial Governmentality,” p. 25; Lemke, *Biopolitics*, pp. 39-44; 村上亮『ハプスブルク帝国の「植民地」統治』多賀出版、2017年、188-189頁。

- 81 特に市島は、1904年9月末頃にボスニアを再訪して翌年9月まで滞在している。帰台後に、賀田金三郎の婿養子となった結果、賀田直治と改姓した。西は、「所有」概念を巡る議論の文脈で、市島の著作に言及しており、今後の分析の為に一つの視座を提供している。雫本は、1908年に臨時台湾旧慣調査会の委員として登場して以降、1919年まで『臺灣總督府職員録』に名前を残しており、同調査会第三部に参画していた。ABiH, ZVS, 1912. k. 53, š. 18-203; 春山『近代日本と台湾：霧社事件・植民地統治政策の研究』藤原書店、2008年、247頁；西『『臺灣私法』』149, 169頁（註28）; Inaba, “Pisanje japanskih listova,” pp. 101-104
- 82 ABiH, ZMF, 1911. br. 14614; ABiH, ZVS, 1911. k. 535, š. 174-15 / 5; 国立公文書館デジタルアーカイブ、<http://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000003027940>。「台湾総督府阿里山作業所技師重松榮一歐米各国へ被差遣ノ件」; Anonym, “Stranci prispjeli u Sarajevo,” *Hrvatski dnevnik*, 4. 10. 1911, p. 3
- 83 ABiH, ZVS, 1911. k. 535. š. 174-15; ABiH, ZMF, 1911. br. 4775, br. 6287; 諸戸北郎「澳國ダルマチヤ州 (Dalmatien) 及びボスニア、ヘルチエゴビヤ州 (Bosnien und die Herzegowina) 旅行日記及所感」『大日本山林會報』350號、1912年、21-39頁；Inaba, “Pisanje japanskih listova,” pp. 102-103.